

第5章 推進体制

1. 計画の推進

本計画が実行性を持ち、着実に自殺対策を推進するためには、庁内が一体となって施策に取り組むことが大切で、関係部署が緊密な連携を図り、施策を推進することが必要です。また、かつらぎ町における取り組みだけでなく、周辺地域や関係機関とも連携することで、自殺の要因となりうる様々な課題に対する多面的なアプローチを図ります。

2. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、本計画を効果的かつ実効性のある計画とするために、自殺対策主管課においてPDC Aサイクル（計画策定段階（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））に沿って検証・評価し、必要に応じて計画の進行管理や見直しを行います。

また、計画の最終年度である令和6年度には、本計画の最終点検・評価を行い、次年度以降の計画に活用していきます。

